興 行 場 の て び き

品川区保健所

〒１４０－８７１５　品川区広町２－１－３６
電話　０３－５７４２－９１３８

興行場の定義

興行場法で定めている「興行場」とは、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を公衆に見せ、又は聞かせる施設をいいます。
施設を設けて反復、継続して公衆に見せ聞かせる場合がこれにあたります。
興行場には、映画館、観劇場、野球場などのスポーツ観戦施設、サーカス等、様々な形態があります。

興行場には以下のものがあります

- 常設の興行場　・・・「臨時又は仮設構造の興行場」以外の興行施設
- 臨時の興行場　・・・興行場以外の用途である既存建物の一部又は全部を用いて短期間に限り興行を行う施設
- 仮設構造の興行場　・・・天幕張りや簡易なプレハブ構造の建物等で短期間に限り興行を行う施設

興行場は、常設と臨時または仮設構造の別なく、条例の構造設備基準に全て適合している必要があります。ただし、専ら野外で行う興行場や臨時又は仮設構造の興行場は、保健所長が条例第１４条に基づき公衆衛生上支障がないと認めるときは、一部の基準を適用しないことが出来ます。詳しくは、保健所の担当者にお問合せ下さい。

許可申請編

～目次～

興行場許可までの手続き　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・許ー1

許可申請時に必要な書類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・許ー2

構造設備基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・許ー3
・観覧場の床面積は？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・許ー5
・換気設備の設置は？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・許ー6
・便所の考え方は？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・許ー9
・便所の便器数の考え方は？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・許ー11

関係機関一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・許ー12

興行場許可までの手続き

提示してください

施設完成時、検査済証により、建築基準法に適合した建築物であることを確認します。

事前相談

申請場所・構造設備について、図面等を持参のうえ、事前にご相談ください。
なお、関係機関（許―12,13 頁参照）にもご相談ください。

申請手続き

許可申請手続きには、許―２頁の書類が必要です。

施設の検査

施設が完成したら、保健所の職員が、設備基準に適合しているかどうか等について検査をします。

許　　可

書類審査及び施設検査により基準に適合していることが確認されると、保健所長により許可されます。許可されるまで営業することはできません。

保健所の通知・照会先

通　　知

申請書を受理した後、消防機関に通知します。

通　知　書

消防機関からの通知書を受理します。これにより、消防関係法令等に適合することを確認します。

許可申請時に必要な書類

許可申請にあたり、下記の書類が必要です。

【許可申請時に必要な書類等】

- 興行場営業許可申請書（施設・構造設備の概要）
- 見取図（半径 300 メートル以内の道路、河川、住宅等が記載されたもの）
- 建物配置図、各階平面図、観覧いすの配置図、喫煙所の設置場所を示す図面
- 電気設備の配置及び配線を明らかにした図面
- 換気設備の配置及び系統を明らかにした図面
- 給排水設備の配置及び系統を明らかにした図面
- 登記事項証明書（法人の場合）
  ※6 か月以内に発行されたもの（原本確認）
- 申請手数料

常設	14,800 円
臨時・仮設	7,400 円

【検査時に必要な書類等】

- 建築基準法に基づく検査済証の写し（本証照合）
  ※ 施設完成後、検査時に確認

構造設備の概要

全館禁煙を行う施設については、入場者の見やすい個所にその表示をおこない、入場者への周知を図らなければなりません。その場合、喫煙所は不要です。

（例）

1　設置場所
→p　許－4

2　観覧場
→p　許－5

3　換気設備
→p　許－6, 7, 8

4　照明設備
→p　許－4

5　防湿構造
→p　許－4

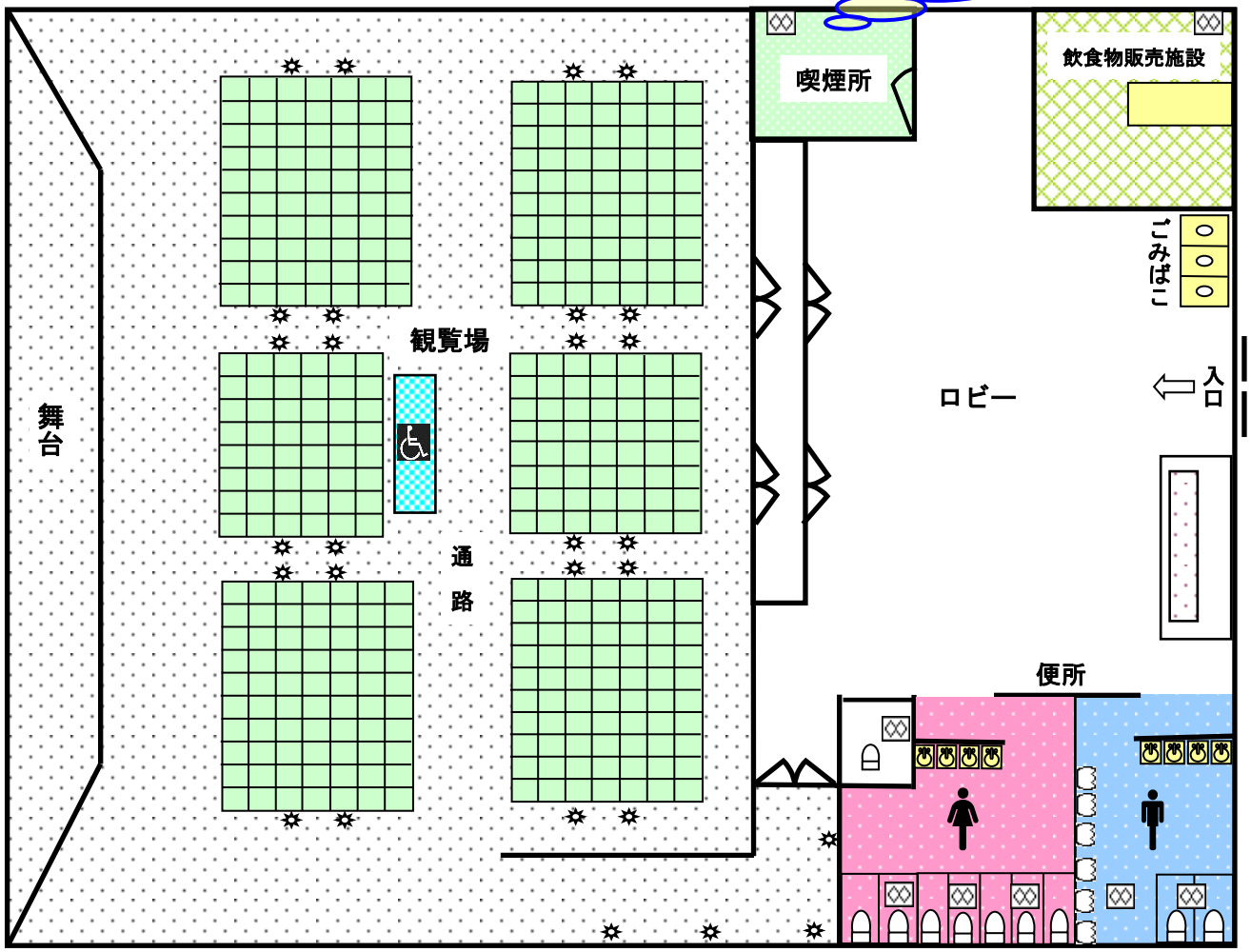

6　便所
→p　許－9～11

7　喫煙所
→p　許－4

8　飲食物の販売施設
→p　許－4

9　その他
→p　許－4

✲：足元灯

1 設置場所

□ 排水不良の場所、ごみ等で埋め立てられた土地等入場者の衛生に支障を来す場所又は土地に設置してはならない。ただし、盛土、地盤の改良等衛生上必要な措置を講じた場合は、この限りではない。【条4】

2 観覧場 ⇒P 許－5 へ

3 換気設備 ⇒P 許－6 へ

4 照明設備

□ 観覧場には 200 ルクス以上の照度を有する照明設備を設けること。ただし、専ら観劇、観覧等の用に供する観覧場で、衛生上支障がないものについては、この限りではない。【条6－（1）】
〔映画、演劇等の施設は 20 ルクス以上の照度を確保。（区基準）〕

□ 観覧場以外の入場者の使用する場所は、20 ルクス以上の照度を有する照明設備を設けること。【条6－（2）】

□ 興業中の観覧場に設ける照明設備は、常に 0.2 ルクス以上の照度を有するものであること。【条6－（3）】

□ 観覧場、廊下、階段および出入口の補助照明に係る電源は、照明設備に利用するもの以外のものであること。【条6－（4）】
〔興業中の観覧場の照度 0.2 ルクス以上は、床面における照度とし、他は床面から 0.8mの高さにおける照度とする。（区基準）〕

5 防湿構造

□ 入場者が使用する場所の床面の高さが、直下の地面から 45 ㎝未満である場合は、その床面に不浸透性材料を用いる等防湿上有効な措置を講じること。【条7－（1）】

□ 興行場内外の雨水、湧水、雑排水等を衛生的に排出できる構造設備を設けること。【条7－（2）】

6 便所 ⇒P 許－9 へ

7 喫煙所

□ 興行場の喫煙所は、次に定めるところにより設けなければならない。ただし、興行場内での喫煙を禁止し、その旨を入場者の見やすい箇所に表示する場合にあっては、喫煙所を設けることを要しない。【条9】

○ 観覧場と区画された場所とし、喫煙所である旨を表示すること。

○ 喫煙所の外部に煙が侵入しない構造であること。
〔喫煙所の外部に煙が侵入しない構造とは、障壁等で喫煙所とそれ以外の場所を区画する他、喫煙対策のための機器（たばこの煙が拡散する前に吸引して屋外に排出する方式又はたばこの煙を除去して屋内に排気する方式（空気清浄装置））等により喫煙所以外の場所への煙の侵入を防止する等の措置をいう。（区基準）〕

○ 専用の換気設備を設けること。
〔専用の換気設備とは、観覧場等とは別系統の換気設備をいう。（区基準）〕

8 飲食物の販売施設

□ 飲食物の陳列及び販売の施設は、便所の付近に設置してはならない。ただし、衛生上必要な措置を講ずる場合は、この限りではない。【条 10】
〔衛生上必要な措置には、便所に十分な防臭及び防音装置を設けたり、前室等が設置してある場合がある。（区基準）〕

9 その他

□ くず物入れを入場者の利用しやすい場所に相当数置くこと。【規則１４－（5）】

観覧場の床面積は？

機械換気設備の能力や便所の数は、観覧場の床面積に基づいて算定されます。

観覧場とは･･･？

興行場の構成要因の一つで映画、演劇等を入場者に見せ、又は聞かせるために設けた場所を観覧場といいます。

【注意】

- 客席、客席内通路は観覧場です。
- ロビー、食堂、売店、便所等は観覧場ではありません。舞台やスクリーンなどの興行を行う場所については観覧場ではありません。

床面積とは･･･？

観覧場のすべての床面積を指します。

【注意】

- 興行場の内部に観覧席が複数階ある場合は、すべての階の面積の合計が床面積になります（断面図参照）。

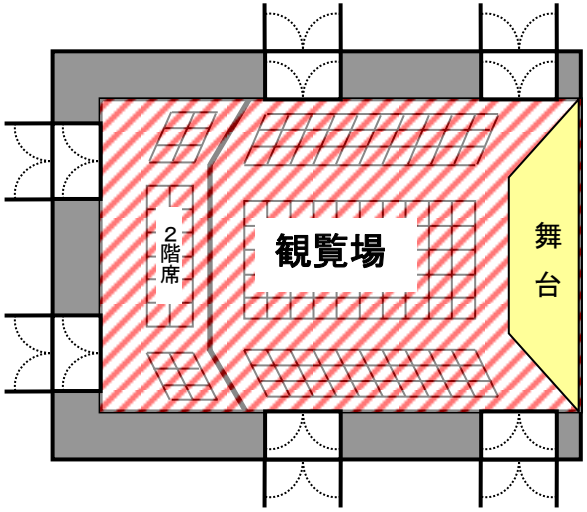

平面図

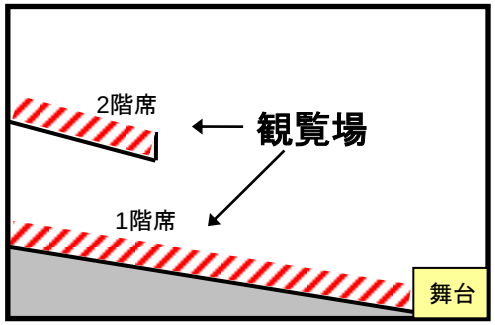

断面図

※斜線部分：観覧場床面積

興行場ひとくちメモ
前室について

興行場入口の前室部分は観覧場の床面積に算定されません。（平面図参照）

興行場ひとくちメモ
複合映画館の場合

最近多く作られている、シネマコンプレックス（複合映画館）は、「１スクリーン、１興行場」と取り扱うので、１スクリーンごとに観覧場の床面積を算定します。

換気設備の設置は？（その1　換気設備の種類について）

観覧場には、観覧場の床面積及び設置場所により、以下の換気方式による換気設備を設置することが規定されています。

品川区興行場に関する条例　第５条

興行場のうち、興行を見せ、又は聞かせるため入場者が利用する場所（以下「観覧場」という。）には、観覧場の区分に応じた機械換気設備を設けなければならない。

機械換気設備の種類 ／ 観覧場の設置条件	第一種換気設備 （給気用送風機 及び 排気用送風機を有するもの）	第二種換気設備 （給気用送風機 及び 適当な自然排気口を有するもの）	第三種換気設備 （排気用送風機 及び 適当な自然給気口を有するもの）
	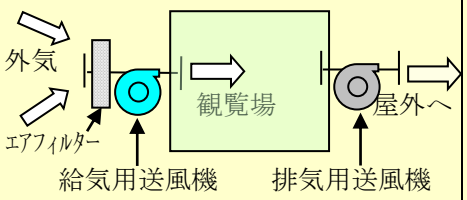	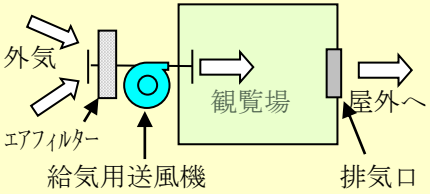	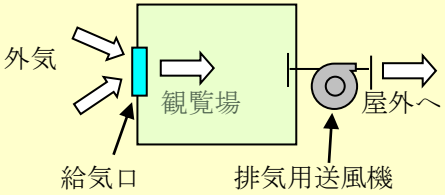
観覧場が地下にある興行場	○	不可	不可
観覧場が１階以上にある興行場			
観覧場の床面積の合計（a）			
400m² ＜ a	○	不可	不可
150 m² ＜ a ≦400m²	○ （最も好ましい設備）	○	不可
a ≦150m²	○ （最も好ましい設備）	○	○ （止むを得ない場合）

換気設備の設置は？（その2　機械換気設備の能力について）

観覧場に設置する機械換気設備には、必要とされる換気能力及び外気取入口について、以下の規定があります。

品川区興行場に関する条例施行規則　第１１条

条例第５条に規定する機械換気設備は、次の各号の定めるところによる。

１　観覧場の床面積１平方メートルごとに毎時７５立方メートル以上（75 $m^3/h・m^2$）の新鮮な外気を供給することができる能力を有すること。ただし、温湿度調整装置を有するときは、この能力を毎時２５立方メートル以上とすることができる。

２　機械換気設備の外気取入口は、自動車等から排出された有害な物質により汚染された空気を取り入れることのないように適当な位置に設けること。

→建築物衛生法対象の特定建築物の場合は、25 m^3/h・人以上の新鮮な外気の供給をすることができる能力を有することと指導しています。

品川区興行場に関する条例等の運用基準を定める要領　別紙１

規則第１１条第２項より、機械換気設備の外気導入量を軽減するときは、次の関係式から求められた外気導入量を確保できる能力以上のものとする。

ただし、この関係式により外気導入量を軽減する場合であっても、25$m^3/h・m^2$以上の能力を確保しなければならない。

外気導入量 G＝Q÷N　･･･①式

G：外気導入量（$m^3/h・m^2$）
Q：１人当たりの必要外気導入量（m^3/h・人）
N：１人当たりの占有面積（m^2/人）

Q＝１００M÷（K－K_0）　･･･②式

M：人の呼吸によるCO_2発生量（m^3/h・人）　※ 数値は下表参照
K：CO_2の基準値（0.15）の濃度（%）
K_0：外気のCO_2（0.04）の濃度（%）

作業程度によるCO_2発生量　（空気調和・衛生工学便覧より）

作業程度	M(m^3/h・人)	備　考
安 静 時	０．０１３	静かに座っている場合等　通常の映画館等
極軽作業	０．０２２	主として飲食が伴う場合等
軽 作 業	０．０３０	主として歩行等の運動が伴う場合等

具体的な計算方法は、次頁をご参照ください。

機械換気設備に必要とされる換気能力の計算例

温湿度調整装置なし	必要とされる換気能力は、観覧場の床面積１m^2ごとに、毎時 75 立方メートル（75 m^3/h・m^2）以上です。換気能力を軽減させることはできません。
温湿度調整装置あり	前頁に記載した「品川区興行場に関する条例等の運用基準を定める要領　別紙１」の関係式に基づき、換気能力を軽減させることができますが、25m^3/h・m^2を下回ることはできません。

【１人当たりの占有面積（N）が 0.3m^2 の映画館の場合】

まず、前頁②式より、１人当たりの必要外気導入量Ｑを求めます。

・通常の映画館の場合は安静時に当たるのでM＝0.013 とします。

・二酸化炭素濃度の基準値（K）を 0.15(%)、外気の CO_2濃度（K_0）を 0.04(%)とします。

Q＝１００M÷（K－K_0）＝100×0.013÷（0.15－0.04）＝12m^3/h・人

次に、前頁①式より、必要外気導入量Ｇを求めます。

・１人当たりの必要外気導入量 Q は上式で算出した 12m^3/h・人となります。

・１人当たりの占有面積 N は 0.3m^2 です。

G＝Q÷N＝12÷0.3＝**40 m^3/h・m^2以上の換気能力が必要となります。**

通常の映画館における換気能力の計算値　【参考】	
１人当たりの占有面積	必要とされる換気能力
0.3 m^2/人	40 m^3/h・m^2以上
0.4 m^2/人	30 m^3/h・m^2以上
0.5 m^2/人	25 m^3/h・m^2以上
1.0 m^2/人	
2.0 m^2/人	

便所の考え方は？

興行場法の便所の設置に関する規定は、以下のとおりです。

品川区興行場に関する条例第８条

１　各階ごとに、男子用と女子用とに区画して設け、その旨を表示すること。ただし、規則で定める場合にあっては、各階ごとに設けることを要しない。

【考え方】

ただし書きの規則で定める場合は、階の直上階又は直下階に便所を設ける場合で、かつ保健所長が公衆衛生上支障がないと認める場合とする。この支障がないと認める場合は次の場合である。

（１）観覧場が複数階に渡っていて、階層に見分けがつかない施設や同一階に客の利用できる場所が観覧場以外にない構造の施設等であって、施設の構造上、各階ごとに便所を設ける必要性に欠ける場合及び各階ごとの規定を適用させることが困難な場合

（２）観覧場が複数階に渡っていて、階層に見分けがつかない施設において、出入口が１つの階にしかない場合等であって、出入口のある階に必要数の便器を備えた便所を設けたほうが、入場者にとって利便性がある場合

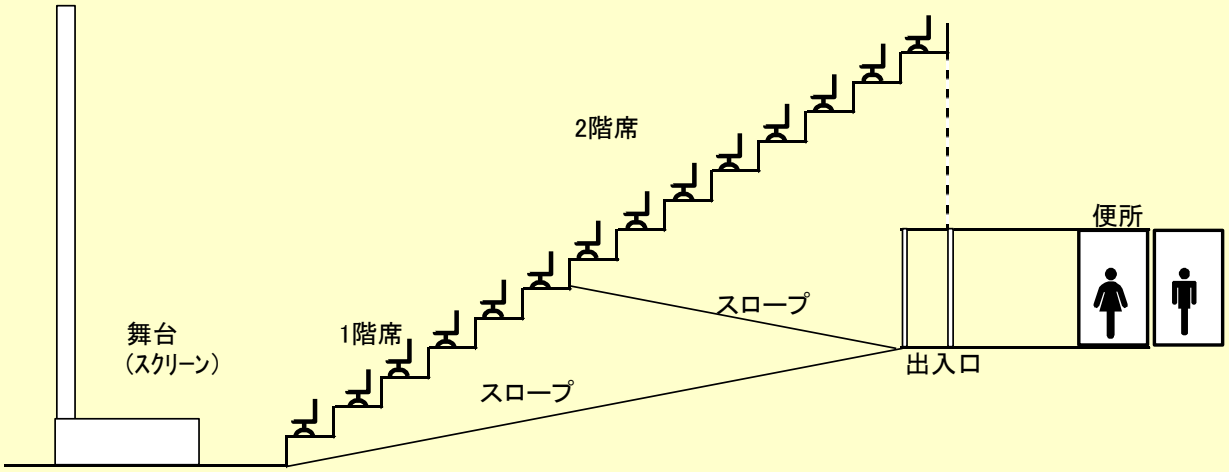

品川区興行場に関する条例第８条

２　便器は、陶磁器等で造られた堅固で衛生的なものであること。

３　専用の換気設備を設けること。ただし、外気に接する開口部を有する便所にあってはこの限りではない。

４　前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準に適合していること。

【品川区興行場に関する条例施行規則第１２条第２項】

条例第８条第４号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 便所は、興行場内に設けること。ただし、興行場を他の用途の建築物内に設置し、又は複数の興行場を同一階に設ける場合であって、当該興行場に近接する便所を共用できるときはこの限りではない。
- 水洗便所以外の便所においては、外気に接する開口部を有する前室を備えること。
- 便器の周囲の寸法は、別表２（右表）に掲げる基準以上であること。
- 流水式の手洗い装置を設けること。

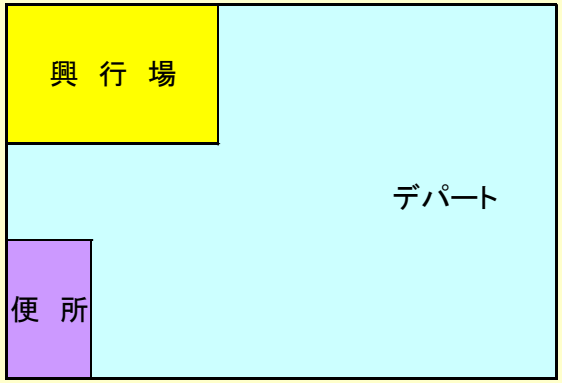

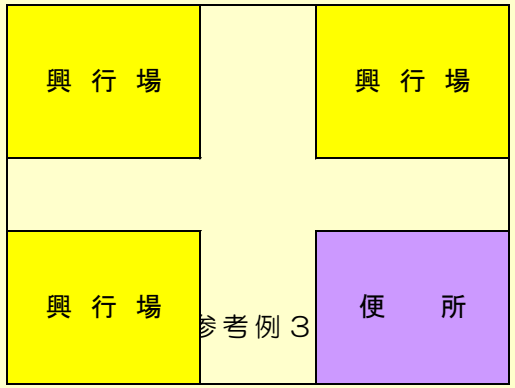

参考例３

別表２

和風及び洋風便器等の便器回りの幅員基準

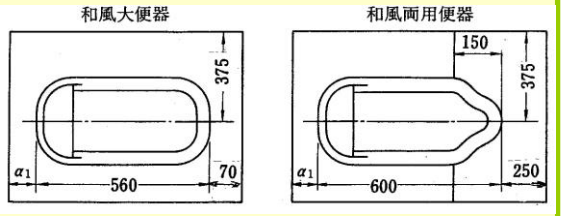

a1　の　寸　法

種　　別	寸法（ミリメートル）
側壁洗浄弁 側床洗浄弁 前床洗浄弁	150
前床洗浄弁 隅付きロータンク	175
ハイタンク サイホンゼット大便器	200

和風大便器回りの寸法（単位　mm）

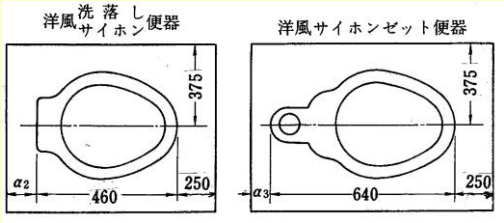

洋風大便器回りの寸法（単位　mm）

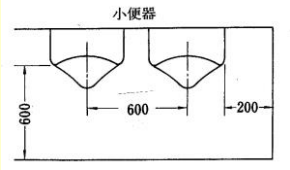

小便器回りの寸法（単位 mm）

便所の便器数の考え方は？

便所の数に関しては、以下の品川区興行場に関する条例施行規則第１２条第２項第２、３号に規定されています。

＊第２項第２号より

便器の数は、別表第１に掲げる数以上とすること。ただし、前号ただし書（前ページ）に規定する複数の興行場が便所を共用する場合における別表第１の規定の適用については、同表中「観覧場の床面積」とあるのは「当該複数の興行場の観覧場床面積」とする。

別表第１　便器の設置基準

観覧場の床面積	便器の数
300㎡以下の部分	15㎡ごとに１個
300㎡を超え600㎡以下の部分	20㎡ごとに１個
600㎡を超え900㎡以下の部分	30㎡ごとに１個
900㎡を超える部分	60㎡ごとに１個

＊第２項第３項より

便器の数は、男子用と女子用をおおむね同数とし、男子用小便器５個につき男子用大便器１個以上を設けること。ただし、興行場の種類、規模又は用途により、男子用便器の数と女子用便器の数との比率を変えることができる。

【観覧場床面積が250㎡の場合(例)】

便器数は男女ほぼ同数として算出

(小数点以下切り上げ)

250÷15＝16.7個　→　17個

内訳（女子　大９個、男子　大２個　小６個）

【観覧場床面積が1000㎡の場合(例)】

300÷15　＝　20個①

(600　－300)÷20　＝　15個②

(900　－600)÷30　＝　10個③

(1000－900)÷60　＝1.7→2個④

①＋②＋③＋④　＝47個

内訳(女子 大24個、男子 大４個 小19個)

公演によっては休憩時間が短くなることもあるので、利用者が集中しても待ち時間が長くならないように設計しましょう。

関係機関一覧

建物の建築（建築確認等）、用途地域について

品川区都市環境事業部 建築課
品川区広町 2-1-36　品川区役所内　☎ 03-5742-6769

消防（消防設備の設置、維持ならびに検査、少量危険物等の貯蔵及び取扱い等）について

品川消防署	品川区北品川 3-7-31	☎ 03-3474-0119
大井消防署	品川区東大井 3-6-12	☎ 03-3765-0119
荏原消防署	品川区平塚 3-16-20	☎ 03-3786-0119

特定建築物に該当する場合、貯水槽を設ける場合について

品川区保健所 生活衛生課　環境衛生担当
品川区広町 2-1-36　品川区役所内　☎ 03-5742-9138

食事の提供について

品川区保健所 生活衛生課 食品衛生担当
品川区広町 2-1-36　品川区役所内　☎ 03-5742-9139

井戸、地下水の揚水・利用について

	担当機関
・井戸の設置・揚水量報告等	品川区都市環境事業部　環境課　指導調査係 品川区広町２－１－３６　品川区役所内　☎ 03-5742-6751
・地下水について ・温泉法(掘削、動力)に関すること	東京都環境局 自然環境部水環境課　地下水管理担当 新宿区西新宿 2-8-1　☎ 03-5388-3496
・温泉法(浴用利用)に関すること	品川区保健所 生活衛生課 環境衛生担当　☎ 03-5742-9138

排水などについて

下水道局南部下水道事務所　品川出張所
品川区西品川１－８－１　☎ 03-3495-0351

その他

風俗営業に関連する場合：	品川警察署	品川区東品川 3-14-32	☎ 03-3450-0110
	大崎警察署	品川区大崎 4-2-10	☎ 03-3494-0110
	大井警察署	品川区大井 5-10-2	☎ 03-3778-0110
	荏原警察署	品川区荏原 6-19-10	☎ 03-3781-0110

業界団体

東京都興行生活衛生同業組合
港区新橋６－８－２　全国生衛会館６階　☎ 03-5408-5446

維持管理編

～目次～

興行場の維持管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・管ー1

興行場の各種申請･届出手続きについて　・・・・・・・・・・・管ー5

興 行 場 の 維 持 管 理

営業者は、興行場について、換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置を講じなければなりません（法第3条）。
法令等で定められている基準を満たすように維持管理を行ってください。

［　］内、根拠欄の見方

法　：興行場法

条　：品川区興行場に関する条例

規則：品川区興行場に関する条例施行規則

区基準：品川区興行場に関する条例等の運用基準を定める要領

採光・照明

◇ 観覧場の照度は、２００ルクス以上。
ただし、専ら観劇、観覧等の用に供する観覧場で、衛生上支障がないものについては、この限りではない。［条６－（１）］

◇ 映画、演劇等の専用の観覧場の照度は、２０ルクス以上。［区基準］

◇ 観覧場以外の入場者が使用する場所の照度は、２０ルクス以上。［条６－（２）］

◇ 観覧場、廊下、階段及び出入口に設ける補助照明設備に係る電源は、照明設備に利用するもの以外のものであること。［条６－（４）］

※ 上記の３項目の照度は、床面から０．８メートルの高さのものとする。［区基準］

◇ 映写又は演技中の観覧場の照度は、床面において常に０．２ルクス以上。［条６－（３）］［区基準］

◇ 休憩中は十分な照明又は採光を行うこと。［条12－（２）］

空 気 環 境

◇ 空気の衛生基準は以下の基準による。［規則１３］

- 炭酸ガスの含有率は、０．１５％以下。［規則１３－（１）］［区基準］
  → 建築物衛生法※対象の特定建築物の場合、基準は 0.10％(1000ppm)以下です。
- 浮遊粉じんの量は、空気１立方メートルにつき、０．２ミリグラム以下。［規則１３－（２）］［区基準］
  → 建築物衛生法※対象の特定建築物の場合、基準は０.１５ミリグラム以下です。
- 平板培養法による落下細菌は、３０個以下。［規則１３－（３）］［区基準］
  ※ 野球場や野外音楽堂には、空気及び換気の衛生基準は適用しない。［区基準］

◇ 営業中は十分な換気を行うこと。［条１２－（１）］

※建築物における衛生的環境の確保に関する法律

興行場ひとくちメモ　空気環境基準の適用範囲

上記の空気環境の基準は、観覧場以外にも廊下、階段などにも適用されます。
さらに、本基準は廊下や階段だけでなく、入場者が利用するすべての場所において基準を満たすことが、環境衛生上好ましい状態です。

観　覧　場

◇ 観覧場は毎日清掃し、清潔にしておくこと。
［条１２－（３）］

◇ 入場者の用に供する座布団等は、常に清潔なものを使用すること。［規則１４－（２）］
（座布団は、収納設備も併せて有することが望ましい。）［区基準］

◇ くず物入れを入場者の利用しやすい場所に相当数置くこと。
［規則１４－（５）］
（くず物入れは衛生及び清潔の保持上不可欠なものであり、適正に管理することは、環境衛生上欠かせない要件である。）［区基準］

便　　所

◇ 便所は毎日清掃し、清潔にしておくこと。［条12－（３）］

◇ 便器が、常に使用できる状態に整備されていること。［規則 12−2－（3）］

喫　煙　所

◇ 喫煙所は毎日清掃し、清潔にしておくこと。［条１２－（３）］

◇ 喫煙所以外では、喫煙をさせないこと。［条１２－（５）］

◇ 興行場内での喫煙を禁止する場合は、その旨を入場者に周知すること。［条１２－（６）］

ロビー・廊下等

◇ ロビー、廊下、施設の周囲等は、毎日清掃し、清潔にしておくこと。［条１２－（３）］

設　　備

◇ 機械換気設備、照明設備、排水設備は１ヶ月に１回以上点検し、必要な整備を行い、所定の性能を常に保持しておくこと。
［規則１４－（４）］［区基準］

興行場ひとくちメモ　換気設備と設置目的

興行場で換気設備が必要な場所は下表の通りです。それぞれの設置目的を把握して、効率的に換気を行いましょう。

場　所	設　置　す　る　目　的
観覧場	多人数が集合するため浮遊粉じんや炭酸ガスが発生しやすく、また、温度上昇により空気環境が悪化しやすいため。
便　所	便所における臭気が、直接廊下や観覧場に流入するのを防止するため。
喫煙所	喫煙場所におけるタバコ煙を排除するため。

入　場　者

◇ 入場者は、興行場において場内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。［法4－1］

◇ 営業者又は興行場の管理者は、上記第１項の行為をする入場者に対して、その行為を制止しなければならない。［法4－2］

◇ 泥酔者等場内を著しく不潔にするおそれのある者又は伝染性の疾病にかかっている者若しくはそのおそれのある者を入場させないこと。［条１２－（７）］

管　理　者

◇ 伝染性の疾病にかかっている者又はそのおそれのあるものを業務に従事させないこと。［条１２－（４）］

◇ 営業者は、興行場の衛生面の維持管理を適正に行うため、興行場ごとに管理者を設置しなければならない。［条１３］

◇ 管理者に営業者自からがなることは差し支えない。しかし、管理者は興行場ごとに設置しななければならず、二以上の興行場の管理者を兼任することついては、興行場相互の距離、構造設備（換気設備等）、延べ面積、維持管理の権原を有する者の状況（同一性）などからみて、職務遂行上支障がないと判断される場合に限り認められる。［区基準］

ねずみ・昆虫等の防除

◇ ねずみ、昆虫等に係る防除措置を適切に講ずるとともに、その生息状況について毎月１回以上点検すること。［規則１４－（３）］

興行場ひとくちメモ　興行場と感染症

～代表的な感染症として
インフルエンザウイルスとノロウイルスを紹介します～

１　インフルエンザウイルス

ウイルスは低温・低湿を好み、乾燥しているとウイルスが長時間空気中を漂うことになります。加湿装置を適切に運転し、室内の湿度を保つことが大切です。

また、手洗い・うがいにより感染を防ぐことができます。

２　ノロウイルス

ノロウイルスは感染性胃腸炎の原因となるウイルスで、患者の嘔吐物やふん便からも広がります。嘔吐物などを処理する際は手袋・マスク等を着用し処理後は手を石鹸で洗いましょう。

手洗いをしやすいように日頃から洗面所等をきれいにしましょう。

光 線 の 使 用

◇ 人体に有害な光線が、直接入場者に照射されないようにすること。［規則１４－（１）］

◇ 興行場で使用するレーザー光線の基準は、次によるものとする。［区基準］

- レーザー光線の直接光（プロジェクターから放射された光線）は、入場者に照射してはならない。
- レーザー光線の間接光（プロジェクターから出た光が鏡等に反射した光線）が入場者に照射される場合は、次表の基準以下であること。

表　人体に照射されるレーザー光線間接光のエネルギー基準

波　長 μm	レーザーの種類	エネルギー強度※ $W \cdot cm^{-2}$
0.45～0.55	Ar(アルゴン)	2.8×10^{-5}
0.55～0.7	Kr(クリプトン)	4.2×10^{-4}
0.55～0.7	He-Ne(ヘリウムネオン)	4.2×10^{-4}

※　レーザー光線間接光が、人体に照射される実際の位置において有するエネルギーの強さ

営業時間・休憩時間

◇ 営業時間は、興行の開始前又は終了後、清掃等の衛生上必要な措置を確実に行うよう考慮して定めるとともに、周辺地域の環境への配慮を十分に行うこと。［区基準］

◇ 休憩時間を設ける場合には、おおむね２時間３０分ごとに５分間以上とすること。［区基準］

興行場ひとくちメモ　レーザー光線

レーザー光線に関する規定は、歌謡ショー等で光線の使用が多くなってきたことから設けられた規定です。

レーザーが人に与える影響は、「レーザー光源と人との距離」、「レーザーの種類や出力」などにより大きく変化し、人間の眼や皮膚等に重大な支障をもたらす場合があります。

そのため、基準を守って正しく使用することが大切です。

興行場の各種申請・届出手続きについて

～下記のような場合には申請や届出が必要になりますので、事前に保健所に相談して下さい～

新規営業許可申請　《条例施行規則 第4条》

- 新しく興行場を経営
- 営業者の変更
- 施設を移転
- 施設の大規模増改築

必要書類
＊「許可申請時に必要な書類（Ｐ許－２）」をご覧ください。

※営業許可申請は必ず事前に相談してください。

変更届　《条例施行規則 第10条第1項》

- 施設の名称を変更
- 営業者の住所を変更
- 法人の名称・所在地・代表者を変更
- 施設の増改築　構造やレイアウトの変更（改築の規模により、新規の許可が必要となることがあります。事前にご相談ください。
- 興行場の種類を変更（例：演劇場⇒映画館）
- 管理者を変更　等

必要書類
＊興行場営業許可事項変更届
＊変更した内容のわかる書類
［履歴事項全部証明書（発行後６か月以内）や施設設備図面等］

※ 変更後、速やかに届出をしてください。

承継届　《条例施行規則 第4条第２項 第8、9条、9条の2》

- 譲渡により営業者の地位を承継した。
- 営業者（個人）が死亡し、相続をした。
- 営業者（法人）が合併、または分割により承継した。

※ 相続、承継した後、遅滞なく（６０日程度）届出をしてください。

必要書類
＊ 営業者の地位承継届
【譲渡の場合】
＊ 営業の譲渡が行われたことを証する書類
＊ 登記事項証明書 （譲受人が法人の場合）
＊ 届出者が外国人の場合は住民票の写し（国籍等を記載したものに限る）
【相続の場合】
＊ 戸籍謄本
（被相続人および相続人全員の関係がわかる戸籍の全部事項証明書）
＊ 相続人全員の同意書（相続人が２人以上の場合）≪相続人の範囲：法定相続人≫
【合併・分割の場合】
＊定款又は寄附行為の写し
＊登記事項証明書（合併又は分割登記後）

廃止(停止)届　《条例施行規則 第10条第2項》

- 営業を廃止（停止）した。